



NO.224

第9回 定期総会は
2023年5月28日(日)
13時半から14時半
浦和コミュニティセンター-第14集会室



定期総会記念イベントは、
3月に行った「障害者制度改革セミナー」で話したりなかった
国連の勧告を受け、国や自治体に求められること
を崔栄繁(さいたかのり)氏にお話をさせていただきます。
総会に引き続き、ご参加ください。

総会後 15時～16時半 資料代500円

一般社団法人・埼玉障害者自立生活協会

〒356-0006 埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘三丁目1番24棟-403号

Tel 090-7906-9124 Email jirituseikatukyokai@wing.ocn.ne.jp

郵便振替: 00180-2-566719 または 038 普通貯金 9486343

<http://www.saii.or.jp> FAX 048-737-1489

発行人・埼玉県障害者団体定期刊行物協会 川口市芝新町十五・九 アステール藤野一階

「障害者制度改革埼玉セミナーpart14」

今回は、国連での「建設的対話」に参加した崔栄繁(さいたかのり)氏(DPI日本会議議長補佐)と川合知那未さん(DPI女性ネットワーク)に報告をしていただきました。

ここでは崔さんのお話の中で、基本となる最初の部分に触れたいと思います。

まず、最初におさえられていたのが インクルージョンの基本になる考え方でした。

「社会に参加するとき＝学校で勉強する時、働く時、その人は障害が重いかどうか特別な支援が必要だという考えではなく、周りの環境でその人が参加しづらいというバリアを取り除いていきましょう」という考え方。

これが国連の考え方で、国連の条約ではノーマライゼーションという言葉は全く使われていない。総括所見では重度の障害とか軽度の障害という言葉は全く使われない。強い支援とか強力な支援が必要な障害者となっている。

ユネスコのGEMレポート2020より

◆正常と異常、特別

- 何が正常なのか、何が異常なのか、何が特別なのか、というのは、もともと決まっている者ではありません。その国の社会や文化が都合のいいように決めているだけです。
- **なので、特別なニーズという考え方をやめて、社会への参加や学びに、周りの環境を見てなにがバリアになっているのか、という考え方にすべきです。**

ユネスコのGEMレポート2020より

◆インクルーシブ教育とは社会のインクルージョンのためのもの

- 狭い意味での学校などの「教育」のためにインクルーシブ教育を行うものではありません。
- どこどの国にも、障害のある人、障害のない人、男性、女性、性的マイノリティ、先住民、移民、違う民族の人、さまざまな人がいます。
- **そうした様々な人がいる社会があたりまえで、だれも仲間はずれにあわない社会がインクルーシブ社会です。**
- インクルーシブ教育はインクルーシブ社会の実現のためにすべきことなのです。

インクルーシブ教育

インクルーシブ教育とは社会のインクルージョンのためのものということ。

(埼玉の障害者支援計画では「インクルーシブ教育システムの構築」と言われている。

インクルーシブ教育を作るためのシステム作りが目的になっている。社会のインクルージョンとは、程遠い考え方なんだと改めて思う(I))。

国連の9つの人権条約は以下

- あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約人種差別撤廃条約、1965年12月21日
- 市民的および政治的権利に関する国際規約(自由権規約、1966年12月16日)
- 経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約(社会権規約、1966年12月16日)
- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約、1979年12月18日)

障害者権利条約とは 一実はとても大切です！一

- 9つある、国連の人権条約の一つです。
- 障害者の権利、国内で条約をどのように守るのか(国内実施)、などを定めています。
- 日本は2014年に加盟(批准)しました。
- 批准の前から、国内の法制度に大きな影響を与えてきました。

日)

- ・拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約、1984年12月10日）
- ・児童の権利に関する条約（子どもの権利条約、1989年11月20日）
- ・全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約（移住労働者権利条約、1990年12月18日）/日本はこの条約を守ると約束はしていない。
- ・障害者の権利に関する条約（障害者権利条約、2006年12月13日）
- ・強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪者保護条約2006年12月20日）

日本の法律の順番

憲法が最高法規。

その次に条約。条約は国と国の文章による約束事

その次に法律。憲法に違反する条約には日本は入れません。条約に反する法律はないしあったら直さなくてはならない。

差別解消法ができたことで、障害者団体が条約を批准してくださいと国会に行き、2014年1月に条約が批准された。

学校教育法施行令とか身近なところで、条約で少しずつ影響を与えている。



パラダイム・シフトのための条約

パラダイム・シフトのための条約
医学モデルから社会モデルへ！保護の客体から権利の主体へ！

自己決定・自律 (autonomy)

★代替意思決定から支援を受けた自己決定へ

★「意思・選好の尊重」:どんなに努力しても、個人の意思と選好を決定することが難しい場合は「意思と選好の最善の解釈」が「最善の利益」の決定に取ってかわらなければならない(条約12条)。

(参加と)インクルージョン

Inclusion

★障害のある人と無い人が分け隔てられることなく、障害のある人が排除されずに共にくらす、共に学ぶ、共に働くことができるように、社会が障害者をきちんと受け入れること

非差別 (無差別)・平等

Non-discrimination / equality

★障害に基づくあらゆる区別・排除・制限が「差別」。合理的配慮を行わないことを含む「すべての形態の差別を禁止」。

★「他の者との平等を基礎として」

障害者に特別の権利を与えるものではなく、障害のない人が持つ権利を「きちんと」保障するための条約

この条約は、パラダイムシフトのための条約と言われている。

医学モデルから社会モデルへ、保護の客体から権利の主体へ 枠組みを変えていく、考え方の根本を変えていく、シフト、ずらしていくチェンジしていくための条約と言われている。

医学モデルと社会モデルを比較をするときは、社会参加の不利の原因・・が大事。学校も働くことも、今日の集まりも、映画に行くも、その時に障害のある人となない人が一緒に

にいた時に、障害のある人だけができないことは、個人の機能ではなく、社会環境によって排除されるというのが、

社会モデルの考え方。例えば手話。昔は寄宿舍の先輩から休み時間に手話を教わったという。聾学校の教育は、口の動きを読み取る口話を教え、手話を教えていない。ある聾学校は手話を使うことを禁止していた。聾の子供たちが、聞こえる人たちと一緒に社会で仕事をしていくうえで、ちゃんとできるように克服するための教育。健聴者は何もせず、聾の人たちが一方的に努力する。

しかし、今は権利条約の 2 条でも手話は言語だとし、
ニュージーランドでは公用語になっている。

日本でもまだ法律はないが、手話言語条例がある。社会の側が手話を使える環境を作っていくということ。聾の人たちが一方的に努力するものではなく、社会環境づくりとして。これは医学モデルから社会モデルに移行していると理解した。それぞれの経験体験を、自分の言葉で医学モデル社会モデルを説明できるといい。

国連・障害者 障害者の権利条約 2 条

2 締約国は、障害者がいずれの手段を通じて自由を奪われた場合であっても、当該障害者が、他の者との平等を基礎として国際人権法による保障を受ける権利を有すること並びにこの条約の目的及び原則に従って取り扱われること（合理的配慮の提供によるものを含む。）を確保する

インクルージョン

19 条.24 条で理解しなくてはいけないのがインクルージョン。日本語で訳すのは難しく、辞書で調べると、包含とか包容。

左の図は、フランスの政府、障害者雇用を担当しているところが、インクルージョンを国民にわかってもらうために 2014 年位に作った図。ポイントは大きな円の中がどうなっているのか？

排除（上段左）

大きな円の中で明らかに女性と男性が整然と並んでいる。排除されているのはきちんと並べない人たち、立てない人、杖を使っている人スカートをはいているけど色が違う人、動き回っている人。この人たちが大きな円に入れない

隔離分離（上段右）

大きな円に入れない人たちがだけが集まっているのが、隔離・分離。わかりやすい。

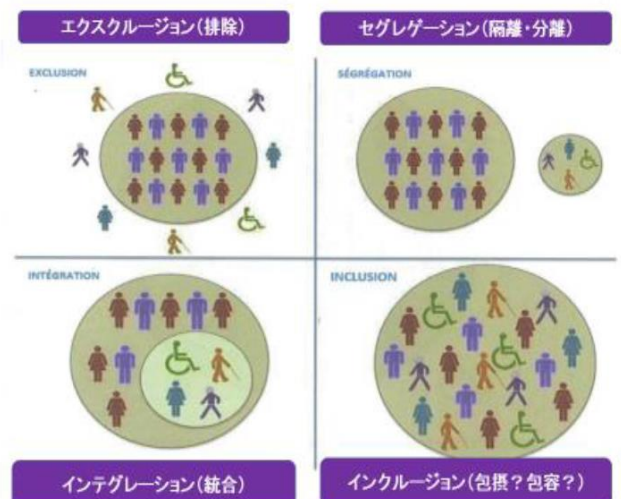
統合（下段左）

大きな円の中に 小さな円の人たちを入れてあげる。このみそは、整然と並んでいる人たちと同じようにできたら、小さな円から出て、大きな円に入っていけますよということ。

インクルージョン（下段右）

ごちゃまぜ。これは実は先ほどの正常・異常の考え方と繋がっている。整然と並んでいるのが普通で、できな

インクルージョン



い人は異常だから、排除する。つまりインクルージョン以外の三つは同じ。

インクルージョンは誰が普通かではなくて、みんながいられる環境を作りましょうということ。

以下、総括所見報告はセンター21 通信 147 号より転載

2022 年 8 月、はじめての対日審査（建設的対話）がジュネーブで行われました。日本政府が、障害者権利条約に沿った取り組みをしているかどうかを、国連に設置された「障害者権利委員会」（委員数 18 名）が、政府からの事前の報告書や直前の直接対話、また、NGO からのレポートを基に評価して「総括所見」を作成し、改善点を報告しました。

障害者政策委員会のプレゼンテーション



- 国連の人権条約の報告制度の中で、日本としてははじめて「独立した監視枠組み」の組織として発言。
- 脱施設、精神科の病床数や入院日数の問題、インクルーシブ教育についてなど、課題に踏み込んだとてもいい内容。
- もちろん、障害者政策委員会は「独立」しておらず、大きな課題
- しかし、障害者基本法の改正で、当事者運動が作り上げてきたもの。これから育てることが重要（＝障害者基本法の改正）
- 33条に関する総括所見の勧告にも。

建設的対話には、政府代表団、国会議員の舩後氏（れいわ新選組）、NGO メンバー100 名ほどが参加。「総括所見」が出される直前には、日本政府にも発言の機会が与えられましたが、一般的な制度の説明にとどまるものや虚偽に近いものもありました。特に脱施設についての政府の説明は残念なものでした。今後のためにも、十分な準備が必要です。建設的対話では、日本ではじめて、「独立した監視

枠組みの組織」として「障害者政策委員会」がプレゼンテーション。厳密には同委員会の内閣府の管理下にあり独立してはいないが、障害当事者運動が作り上げてきたもの。

「日本政府への総括所見」では、障害者権利条約 19 条（自立した生活及び地域社会へのインクルージョン）と 24 条（教育）について urge（強い要請）という強い文言が使われ改善が求められました。

「総括所見」で指摘された権利は、すぐに実現すべき権利（自由権的権利）と、時間をかけて実現する権利（社会権的権利）に分けられます。

○「すぐに実現されるべき権利」（自由権的権利）に分類される 19 条について

建設的対話で多くの委員から入所施設・病院からの地域移行に関し、日本政府に対し多くの質問がされた。やまゆり園事件を受け、日本は具体的にどういった形で脱施設、地域移行を支援していくのか、という踏み込んだ質問もされ、しっかりとした支援計画づくりを政府に求めた。

○「時間をかけて実現する権利（社会権的権利）に分類される 24 条（教育）について
日本の現状

- 全国的には少子化だが、特別支援学校・特別支援学級の子どもは増加。

- ・通常学級に通う障害者が減っている。
- ⇒「日本は分けること前提だが考え方の転換が必要。インクルーシブ教育を十分に確保し、障害のある子供の入学拒否を許さない「不拒否条項」の導入を求める」(総括所見)

○日本国内で改革すべきこと

- ・障害者基本法改正16条「可能な限り」宣言条項を撤廃
 - ・障害者差別禁止法で、通常学級への「入学拒否」禁止を明文化すること。
 - ・就学先決定の仕組みを、原則、地域の通常学校にすること
 - ・教員配置の仕方。授業方法の再検討など、通常学校の根本的な変革。
- 諸外国では、重度障害のある子どもが入学した場合、学校側が、そのクラスだけ教員数を増やしたり支援体制を整えるなどして対応する。
- 日本もそういった変革が必要。

ジュネーブに行ってきた 川合知那未

川合さんは、日本で女性障害者を取り巻く課題を話すべくジュネーブ行きを決めたが、生活保護受給者が海外渡航するためには、いくつものハードルがあることを実感。

でも、苦勞してたどり着いたジュネーブで目にした「総括所見」に、性教育や女性への暴力、優生保護法問題等が取り上げられ、嬉しかった一方、日本政府がこれを無視しようとしていることに危機感を感じている、と話しました(金子/センター21 通信より)

Nothing about us, without us!

アクセス先は

DPI

<http://www.dpi-japan.org/>

崔です↓

sai@dpi-japan.org

本誌9ページの報告は、まさに総括所見の「不拒否条項」の導入の課題にあたいする。

また、上記の日本国内で改革すべきことは、長い間通常学級入学運動の中で求められてきたことだ。

共育の問題は、本当に社会そのものを作る問題だと改めて痛感する。(I)

各審議会に障害者委員が参加

-兵庫県明石市が新年度から条例施行、全国初-

行政が抱える様々な問題について数人の委員が議論・審議を行うため、全戸の各自治体に置かれ、ここでの議論が行政の政策決定に深くかかわる「審議会」。このメンバーに障害者を加える条例が、兵庫県明石市で施行された。全国初

「審議会」で議論されるテーマは、障害者問題、福祉問題にとどまらない。各審議会の委員10人ごとに一人以上を障害者とする。

障害者=障害者手帳保持者だけでなく、社会バリアにより、さまざまな制限を受けている人と幅広くとらえることとし、様々な困難を抱えながら生活している人の声も反映させたいとした。インクルーシブ社会の実現に向けた改革となるか、今後も注目したい。(センター21 通信より)

障害者権利委員会総括所見の解説に際して触れてほしいこと

NPO 上福岡障害者支援センター21

センター21 では、現在、就労継続支援 B 型施設 2 か所、生活介護 1 か所を運営していますが、27 条 28 条の総括所見について解説をお願いします。

第 27 条（労働及び雇用）について、

57 節、委員会の懸念事項の（a）に「低賃金で、開かれた労働市場への移行機会が限定的な作業（中略）における、障害者、特に知的障害者及び精神障害者の分離。」と書かれている。「分離」というのは、滞留している、集まっているということだと思うが、センター21 でも、まさにその通りである。これに対して

58 節、委員会の勧告（a）は「作業所（中略）から労働市場への障害者の移行の迅速化のための努力を強化すること」となっている。これは「持続可能な開発目標のターゲット 8.5 に沿って」いるそうなので、2030 年までにすべての人の「完全かつ生産的な雇用及び働き甲斐のある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する」ことを下敷きにして書かれていることになる。

労働市場への障害者の移行の努力を強化することについては、現在の日本の障害福祉サービスでも、日中活動は就労移行支援から生活介護まで、「労働市場」に近いどうかを柱に類型化されている。また、就職者を出し、定着させた作業所には加算をつけることも行われている。日本政府も権利委員会も考え方にそれほど違いはないのではないかな？

また、勧告 58-（c）の「雇用を奨励し確保するために、積極的差別是正措置及び奨励措置を強化すること」というのも雇用促進法を手直ししながら日本政府がやっていることだ。

「労働市場」という限り、売り手と買い手がたくさんいて、競争の中で、雇用が決まったり決まらなかったり、労働の対価が多かったり、少なかったりする中で、たくさんの不利を抱えている障害者には、SDGs のターゲット 8.5 は無理筋だと思う。

しかしながら、労働市場から遠く離れている障害者に工賃月 2 万円前後を払うために職員、通所者が余裕もなく働いている就労継続支援 B 型事業所というのは、普通に就職口を探している障害者からすれば、お話にならないわけで、やはり問題を抱えているといえる。

何が問題なのかといえば、これでは障害者年金とあわせても生活していけないからだ。ヤマト福祉財団が目指しているように、作業所でもっと稼いで年金＋工賃で暮らせるのならよいのだが、いま、センター21 で独立して生計を立てている障害者が選択肢としているのは、年金＋工賃＋生活保護ということになっている。

第 28 条（相当な生活水準及び社会的な保障）

総括所見の 60 節では（a）より多くの支援を必要とする障害者に社会保障制度を強化する。（b）障害年金の規定見直し（c）住宅を利用し易くする。という勧告が出されている。

27 条とセットで読めば、労働で足りないところを福祉で補い、障害者の生活を支えるという現状と方向は同じではないのか？

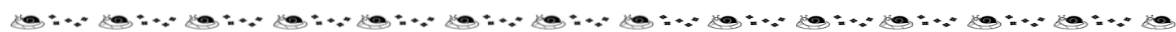


共に学ぶ教育の推進に向け、県教育長に提言を渡しました

埼玉障害者市民ネットワークが県教育局の協力のもと、年 3 回開催している「共に学ぶ教育の推進に向けた共同研究会」は、2022 年度の活動を踏まえ 3 月 30 日に県教育長あてに提言を渡しました。

提言の内容は、①障害のあるなしにかかわらずともに学ぶことを応援する県の姿勢を県民にちゃんと知らせて、②特別な支援の事例だけでなく、子ども同士の自然な関わり合いで共に学んでいる事例を収集して、③障害のあるなしにかかわらず、子どもの成長をちゃんと評価できるよう、学習評価の在り方を研究して、④必要な情報が必要な人にちゃんと届くよう、情報発信の在り方をもっと研究して、そして小学校に入るときに、本人保護者が希望した就学先に行けるようにどういう手続きがいいか研究して、⑤共同研究会を引き続き開いていきましよう、の 5 点です。

③の学習評価についてですが、車いすのお子さんが体育の授業に参加できないためにずっと評価が 2 だったという話を、一昨年、昨年と続けて耳にしました。障害のある子どもに対して指導する際の配慮事項は学習指導要領に明記されていますが、学習評価上は特に配慮の記載が無いそうです。でも、一方学習指導要領には、障害のあるなしにかかわらず、それぞれの子どもの成長をきちんと評価するように書いてあります。体育の実技に参加できなくても一生懸命審判したとか、テストで点が取れなくてもその子なりに理解しようとしたとか、評価のやり方はいろいろありそうですし、先生方もたくさん悩んでいるポイントではないかと思います。ぜひ、県内に蓄積された事例を集め、共有し、障害のあるなしにかかわらず、子どもたちの成長を受け止める学習評価を埼玉県で実現してもらいたいものです。（中山）



これからの予定

（連絡・問い合わせ先 mogucchi_s@yahoo.co.jp）

ダ！さいたまおしゃべり会
TOKO ミニおしゃべり会
一木玲子さん講演会

4 月 22 日（土）午後 1 時半～ In 浦和
5 月 12 日（金）午前 10 時半～ オエヴィス
6 月 17 日（土）午後 1 時～ In 浦和
詳細は次号に!! (月刊わらじ 4 月号より転載)



3. 17文科省交渉に参加し、転学を訴えました

「障害児を普通学校へ・全国連絡会」の対文科省交渉が3月17日に参議院議員会館で行われ参加しました。文科省からは、山田泰造特別支援教育課長と他2名が出席しました。山田課長というのは、昨年8月国連障害者権利委員会の日本審査で、日本はインクルーシブ教育をちゃんとやっていますと報告をしたり、権利委から勧告が出た後の衆議院議員会館内での全国連との話し合いで、勧告通りに全部やらなくてもいいんだと答えたりしている人です。

要望項目は、今回の権利委の総括所見（勧告）に関連する5項目でした、その中でも、通常学級で一緒に学びたいと希望しているのに「就学拒否」をされている問題解が各地で起こっているの、そのことを中心に話し合いました。

埼玉県S市に住んでいて、まさに現在、就学（転学）拒否を受けているYさんも親子で参加しました。Yくんは呼吸器を付け車イスを利用している小学生です。特別支援学校で不登校になり、そのことをきっかけに地域の学校で学ぶことを考えるようになり転学を希望していますが、S市は本人・保護者と転学のための話し合いを持とうとしません。辻浩司議員に県議会でも取り上げてもらい、3者協議（本人・保護者、県教委、市教委）を持つようにするという県教育長の答弁までは得られましたが、まだ実施するまでには到っていません。そこで、文科省交渉にも参加し訴えようということになりました。

当日は会場の一番前に席を取り、山田課長と向き合う形になりました。そこで山田課長は、特別支援学校を希望している人も多い、特別支援学校では医療的ケアにも対応しているので喜ばれている、と最初に言い放ったのです。Yくんを目の前にして（まだその時点では事情は知らないかもしれないが）ぬけぬけとそんなことを言ったので怒り心頭でした。小中学校でも医療的ケアに対応できるようにすることが勧告の意味なのに！！文科省は本人保護者の意向を尊重するようと言っているが、S市は転学相談会を持って意向を聞くことすらもしていない、何とかしてくださいとYさんは訴えましたが、山田課長は、市教委が判断することになっていて、文科省が口出しすることはできないという回答の一点張りでした。Yさんと私は「文科省がこれだから、S市や県がああなわけよね。」とがっかりしました。が、「本人保護者の意向を尊重するように指導している」ということは繰り返し言っていたので、県や市に文科省がそう言っていたとしつこく言っていこうと思いました。YくんはiPadを上手に使ってコミュニケーションを取っています。初めての人ばかりなので「こんにちは」と声かけして、中には「かわいいね」「すてきです」と言われてとても喜んでいる人もいました。（報告：竹迫）（月刊わらじ4月号より転載）

知事公館 de お花見を！ With かつぽフェスタ

（FACEBOOK より）



3 月 25 日(土)、「知事公館 de お花見を! with かつぽフェスタ」開催されました！

雨&寒さのダブルパンチで「開催するの??」「この雨じゃお客さん来ないんじゃない…」と心が折れそうになりながらも出店団体さんとお手伝いに来て下さったパルシステム埼玉さんの力でテキパキと TENT を張り、準備。

雨のせいで多少準備に手間取ったので、開始時間の 10 時に準備が間に合わない団体さんもあるのでは！と多少ハラハラしていたのですが…皆さんイベントに慣れてらっしゃる！手際が凄いです！プロフェッショナル！

あいにくの雨でしたが、お客様の入りはますますでしたかね？

公館の桜が綺麗に咲いていたので晴れていたらもっとお客様来てくださっただろうなあ…と雨が憎たらしかったですね。

イベントはそれぞれの団体さんが作った製品を知ってもらう機会であると同時に、団体さん同士の貴重な交流の機会でもあるので、企画して下さった埼玉県障害者福祉推進課さんに感謝しております。ありがとうございました。

参加して下さった団体さんの皆さま、お手伝いして下さったパルシステム埼玉の皆さま、ありがとうございました。

次回は 5 月 17 日、18 日開催予定のかつぽフェスタで！

（終了時刻から 50 分で製品片付け、TENT たたみ、車への積み込みが完了！皆さんさすがです！）

今回は

第 2 川越いもの子作業所(川越市)

晴れ晴れ(川口市)

あけぼの作業所(さいたま市南区)



かやの木(さいたま市中央区)



みっくすビート(さいたま市北区)



夢燈館(さいたま市浦和区)



東ありの実館(白岡市)



ありの実館(白岡市)



しびらき(さいたま市桜区)



たいむ(川口市)



農(あぐり・さいたま市緑区)



春里どんぐりの家(さいたま市見沼区)



GIL ひこうせん(行田市)

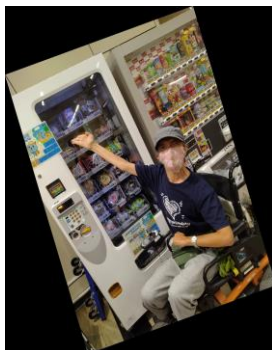


13団体の皆さんが集まって下さいました！ ありがとうございます



各種のイベントなど

かつぼフェスタ(5月)
かつぼハロウィン(10月)
県民の日・県庁開放デー(11月)
ベージュ販売(第1水曜)
あぐり野菜販売(毎週水曜)
注文販売(不定期・カレー・味噌
くずもち その他)
どうぞ、お立ち寄りください！



障害のある人も
障害のない人も
共に働く場

かつぼをいっしょに育ててください
・カンパはこちらへ
振込口座(ゆうちょ) 00270-8-107736
埼玉県庁内「福祉」の店運営協議会



知事公館で咲く満開の桜(浦和経済新聞 4 月 1 日)



埼玉県の賓客接遇施設として利用されている知事公館(さいたま市浦和区常盤 4 丁目)の特別開放イベント「知事公館でお花見を！ with かつぽフェスタ」が 3 月 25 日、開催された。

[SAM さんによるコバトン健康エクササイズ教室](#)

「かつぽ」とは、県庁内にある障がい者施設で作られた商品を販売している福祉の店の名。今回のフェスタでは 13 施設が集まって雑貨やパン、焼き菓子などの商品を販売した。

会場内では「埼玉視覚障害者の生活と権利を守る会」によるマッサージコーナーや日本薬科大学による薬膳カレーや焼き菓子の販売、浦和第一女子高校の生徒によるお茶処、障がい者アートの展示、trf の SAM さんによるコバトン健康エクササイズ教室などのイベントが行われ、雨の日にもかかわらず多くの人でにぎわった。

知事公館は例年 11 月 14 日の県民の日に一般公開していたが、「知事公館の桜を県民の皆さんにも楽しんでほしい」「障がい者支援もしていきたい」という大野元裕知事の企画で今回のイベントが実現したという。

県の福祉部障害者福祉推進課によると、毎年 5 月に行っている「かつぽフェスタ」も県庁内で開催する予定。「『アンテナショップかつぽ』を広く知ってもらうきっかけになれば」と担当者は話す。

2022 年度職場体験実習をして

実習先：総務部人事課（本庁舎 3 階・スマートステーションフラット）

今年度の埼玉県庁内職場体験実習は 5 カ所のうち 4 か所が、浦和の県庁内でした。今年は久しぶりに車いすに乗って、介助者と一緒に実習をする方の参加でした。体験実習の大事さを改めて感じました。

百石琴菜さん実習時の感想（池田 由美子さん）。

普段から色々な活動をしているからなのか、作業を理解をして比較的スムーズにされていたのは良かったです。

しかし、ひとつひとつ作業の集中できる時間が短いので、やることがない時間（見通しの無い待ち時間）になると家に帰りたくなり、興奮してしまう様でした。

作業には琴菜さんが手を動かす以外に、作業を見守る事も含まれると思うので、事前に具体的な作業内容が分かると良かったと思いました。



●百石千純さん

1 日目は少し緊張気味でしたが、2 日目以降は場所や作業内容には慣れ

た様子で実習されていました。1 人で淡々とするより、いろいろな方と関わりながらの作業の方が千純さんは楽しいのかなと思いました。

人と関わる事が好き好きなんだと改めて感じました。

実習の環境はとても良く千純さんのペースで進められる様。

また気分が乗らない時は気分転換などを促してくださるなど、

1 人 1 人に合った実習時間作ってくださいました。

4 月以降はかっぱのお手伝いの機会があります。お客様対応も多くあると思うので、千純さんが楽しく出来たら嬉しく思います。（伊藤）

「こども☆夢☆未来フェスティバル 2023」 オンラインプログラム「ユポコの将棋対局室」

3 月 1 1 日（土）1 2 日（日）に開催された「こども ☆ 夢 ☆ 未来フェスティバル 2023」でのオンラインプログラム「ユポコ（八木井雄一さん）の将棋対局室」の様子をレポートします。

両日ともに 1 対局ずつ行いました。

1 1 日は、小学校 6 年生の K くん。1 2 日は、小学校 2 年生の S くん。

2 人とも、「角落ち」というハンデをもらって対戦したのですが、どちらも、とても白熱した対局になりました。

K くんは、対局後、感想をもらいました。

□ 八木井さんと対局しました。

自分は将棋に少し自信がありました。序盤、「棒銀」で攻めようとしたのですが、八木井さんの作戦にはまり、気が付いたら周りを囲まれ、飛車を失いました。

最後は鬼ごっこのように、八木井さんの手から逃げるしか出来なくなっていました。

二時間三十分にも渡る長い戦いの末、大敗しました。

そこまで長い対局をしたことがなかったので、とてもいい経験になりました。楽しかったです。次は必ずハンデをもらい、八木井さんに勝ちます（笑）！！

K くんは、途中、八木井さんが“負けるかも…？”と思ったくらい、強かったようです。結局 K くんは負けてしまったのですが、負けず嫌いの K くんが自分で「まいりました」と言えたと聞いて、K くんのお母さんは、とてもいい勝負ができたんだろうと感動していました。

□ S くんは、スマホ画面では将棋盤が見にくいので、本物の将棋盤を傍らに置いて、お母さんといっしょに駒を動かしながら考えていました。将棋は初心者ということでしたが、よく考えながら、集中してやっていました。S くんは負けてしまったけれど、対局後、「守り」をもっと勉強するといいね、と、八木井さんからのアドバイスをもらい、S くんも、もっと強くなりたい、楽しかった、と感想を伝えてくれました。

オンラインで、こんなに白熱した対戦ができることも、驚きでした！

みなさんも、八木井さんとの将棋対決、いかがですか？



2020 年の対局の様子。八木井さんは一人暮らし。右のカレンダー下の表は一か月の介助表があります

「ユポコの将棋対局室」報告 -こども夢未来フェスティバル 2023-

八木井雄一

去る 3 月 11 日と 12 日の土日に、「こども夢未来フェスティバル 2023」が ZOOM（オンライン形式）で開かれた。

夢未来でお馴染みの「ユポコの将棋対局室」では、両日とも午後から 1 人のお子さん相手に将棋を指すこととなった。

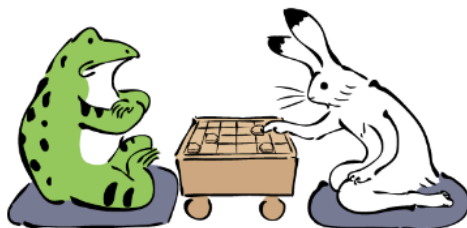
初日 11 日は、以前の夢未来でも手合わせた 6 年生の MK 君。

一緒に参加してくれたお父さんといつも指しているそうで、かなり実力が上がっていたことにびっくりした。序盤から終始押されていてもう完敗かと思ったのだが、MK 君が悪手を指したのがきっかけで状況が逆転した。

ここで「待った」をしたり「これでいいの？」と声掛けをしたりすれば良いのに、「自分が勝ちたい」がためにスルーしてしまった。「対局室」は相手(子供たち)を楽しませるのがあるべき姿なのに、自分中心に考えてどうするの？ああ情けない。

また翌 12 日は、小学 2 年生の SH くん。

角一枚だけ落としてのプレイだったので、初心者の SH くんにとっては少々荷が重かったのではないかな？せめて飛車角の二枚落ちにしたり、SH くんの手指すたびに適切なアドバイスをしたりすれば良かった、と後になって思った。



もし私の言葉が通じなかったら、一緒に参加した並木さんに通訳してもらえばいいのに、SH くんばかりでなく並木さんにも悪いことをしてしまった。反省しきりである。でもお母さんとパソコンの横に将棋盤を置いて指している光景が、とてもかわいかった。

MK 君と SH 君、今回はどうもありがとう。いずれこのような機会があれば、また将棋を指しましょう。

せっかくオンラインで将棋のソフトを使って指しているのだから、ソフトの評価を見ながら相手の子どもたちと感想戦をするのもアリではないか。そうすればもっと盛り上がるだろう。

そういう細かい改善を経ながら、次回の夢未来へとつなげていきたい。

袴田さんも再審が確定しました。次は石川さん！。

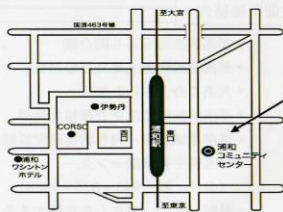
狭山事件の真相を訴える パネル展示と講演学習会

- ①パネル展示は、
5月16日(火)～22日(月)
午前10:00～17:00
(22日(月)は16:00まで)
②講演・学習会は、
5月16日(火) 18:30～

- ◆1963年、埼玉県狭山市で女子高校生が殺害された狭山事件は、今年で60年が経過します。
- ◆再審を求めている石川一雄さん(84才)は、「今年こそ再審の実現を」と訴えています。
- ◆狭山弁護団は事実調べ請求書を東京高裁に提出しました。

狭山事件の再審開始へむけ大きな動きをつくり出しましょう。

会場



さいたま市
浦和コミュニティセンター9階
(多目的展示コーナー)
JR 浦和駅東口下車徒歩1分

5月16日(火)の講演・学習会は・・・
午後6時・開場、午後6時30分開演
浦和コミセン9階・第15集会室
①石川一雄さん・早智子さんのDVDメッセージ
②神田香織さんのお話 ③狭山弁護団からの報告



再審を訴える
石川一雄さん

狭山事件とは

- 1963年5月1日 埼玉県狭山市で女子高校生行方不明となり自宅に脅迫状が届く
5月4日 女子高校生の遺体が発見される
5月23日 被差別部落に見込み捜査がおこなわれ、石川一雄さんを別件逮捕
1964年3月11日 浦和地方裁判所(内田裁判長)は石川さんに死刑判決をくだす
9月10日 石川さんは、東京高等裁判所(控訴審)初公判で
「俺はやっていない」と殺害を否定
1974年10月31日 東京高裁(寺尾裁判長)は、石川さんに無期懲役判決をくだす
1977年8月9日 最高裁判所が上告棄却、無期懲役確定
1994年12月21日 石川さん千葉刑務所から仮出獄される
2006年5月23日 第3次再審請求おこなわれる
→現在、東京高裁第4刑事部に事実調べ請求書を提出

5月16日(火)講演・学習会・内容

- ①石川一雄さん・早智子さんのDVDメッセージ
②神田香織(講談師)さんのお話＝「狭山事件と私」(仮題)

(各地で講談「石川一雄60年の闘い」を披露。石川さんの幼少時代から狭山事件の発生と逮捕、獄中で文字を学ぶ過程などテンポ良い語りで有名。今回は「狭山事件と私」と題してのお話。)

- ③狭山弁護団 河村健夫弁護士からの報告

- *再審弁護団は、現在11人の鑑定人の証人尋問と万年筆インク資料について裁判所による鑑定の実施を求めている。
- *被害者宅に届けられた脅迫状は、石川さんが書いた物とはいえない。石川さん宅《鴨居》で見られた万年筆は、被害者のものではない。取調べ録音テープの分析では供述が不自然に変遷している。などの専門家11人の鑑定についてわかりやすい説明を予定。



石川さん宅の万年筆発見現場「鴨居」です。
1991.12.17。当時、家宅捜査をした刑事は次の様に証言しました。「お勝手の入口のところのボロを取り出してずっとなめるように捜し、目でもよく見ました。間違いなく何もありませんでした」と。

主催・連絡先

- *部落解放埼玉県共闘会議
- *部落解放同盟北足立郡協議会
- *九条の会・さいたま
- *部落解放同盟北足立郡協女性部
- *県南地域人権・同和教育研究協議会
- *埼玉県平和運動センター
(金子 彰 048-825-9888)
- *県南・石川一雄さんを支援する会
(古河 誠 090-2630-9402)

県南・石川一雄さんを支援する会ニュースより 事務局は当協会会員の古河さんです

2022年度会費納入

ありがとうございました(敬称略)

会沢完、会沢まち子、相原忍、朝日雅也、新井満、新井利民、有山博、市原光吉、伊藤峰子・猪瀬佳子、内野かず子、今井和美・今井教男、梅沢博史、大坂富男、大野邦子・小川満、荻野幸子、小田真、小田原厚子・小田原道弥・小野達雄、門坂美恵、神田紘子、神田正子、菊池一範、木村俊彦、九石智子、倉川典子、黒古次男、後藤美智子・小林史子・坂口佳代子、坂口鶴子・坂本さとし、佐野なな子、柴田澄江、自治労越谷市職員組合、下重美奈子、鈴木紀代子、鈴木倫子、須藤勇一、瀬井貴生・関啓子、高橋儀平・高橋幸江、高柳俊哉・武井英子、竹迫和子・田島玄太郎、巽孝子、田中美恵子・津崎悦子、辻浩司、土橋俊二、伝田ひろみ、友野由紀恵、中山佐和子、並木理、行木紘一、新相勝巳、沼尾孝平、野島久美子、橋本克己、橋本直子・羽田

亮介、林まり、原和久・半田清雄、樋上秀、平岩和好、藤崎稔、古河誠・藤田行敏、本間亜貴代、前田直哉、増田純一、増田洋介、正木敬徳・水谷淳子、森住由香里・八木井雄一、山下浩志、吉井真寿美、吉田久美子、ミヅ考える会、吉原広子、ZOOふくしネットにいざ、埼玉県移送サービスネットワーク・協働舎レタス、Eひまわり、生活ホームみどり荘、二人三脚、とことこの家、OFひこうせん、(一社)みつくすビート、キャベツの会、所沢ファントム、ZOO太陽、ZOOリンクス、地域自立支援グループあん、川瀬クリック、遊ハピア。狭山のペンギン村

新入会員(復帰会員含)ZOOにんじん畑
平林小太郎 大沢隆明

運営協力金・ご寄附

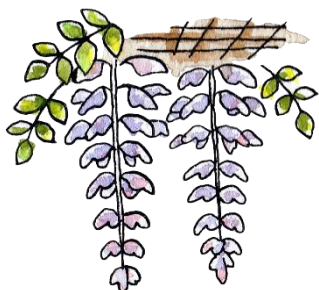
ありがとうございます。

相原忍、石井樹章、今井和美、大野邦

子・小川満、栗原彬、瀬井貴生、関啓子、高橋儀平、竹迫和子、田島玄太郎、田中美恵子・並木理、羽田亮介、半田清雄、古河誠・増田洋介、吉井真寿美、松本優子、水戸川真由美、西屋延子、わらじの会、中山佐和子、水谷淳子、下重美奈子、八木井雄一、佐藤陽、石川せいこ、千田潤子

2023年度会費

黒古次男・坂口鶴子・鈴木紀代子・須藤勇一・田島玄太郎・田中美恵子・橋本直子・羽田亮介・移送サービスネットワーク・柴田澄江・坂本さとし・高柳俊哉・竹迫和子・吉原広子・地域自立支援グループあん



振込先:郵便振替 00180-2-566719

他行からは

ゆうちょ 038 普通預金 9486343

2023年4月14日現在・行き違いがありました場合はご容赦ください。

第9回定期総会記念講演会

障害者制度改革

埼玉セミナー・part14プラス



テーマ：総括所見の見方とこれから

3. 4埼玉セミナーで話されなかったこと ～国や自治体や私たちは何をなすべきか～

さきの埼玉セミナーで崔氏が時間の関係で語られなかった「国や自治体に求められることは？」、そして私たちの「市民社会の課題」などと「まとめ」を、再度のご来県をお願いし「プラス」でお話いただくことになりました。

★日時：2023年5月28日（日）15：00～16：30

★会場：浦和コミュニティセンター第14集会室

★講師：崔栄繁（さいたかのり）氏・DPI日本会議議長補佐

★参加費：500円

主催：（一社）埼玉障害者自立生活協会

発行人 埼玉県障害者団体定期刊行物協会

編集人 一般社団法人・埼玉障害者自立生活協会 「通信」NO224号 頒価200円

〒356-0006 埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘三丁目1番24棟403号 電話 049-266-4987

通信編集部 〒344-0021 埼玉県春日部市大場690-3

谷中耳鼻科内 電話・FAX 048-737-1489

郵便振替：00180-2-566719 または 038 普通貯金 9486343

E-mail: jirituseikatukyokai@wing.ocn.ne.jp

<http://www.sail.or.jp/>